

2015. 8. 6

公正取引委員会 御中

一般社団法人電子情報技術産業協会
法務・知的財産権委員会

「知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針」の一部改正（案）に対する意見

欧米見解と共通した我が国における国際標準必須特許の差止請求制限に係る何らかの指針を設けることは重要であると考え、議論が不十分であるため、今回、貴委員会から示された一部改正（案）ではいくつかの懸念点があり、引き続き検討が必要であると考え、

会員企業から挙がっている懸念点は以下の通り；

- ライセンサーとライセンシーの権利保護のバランスを取ってほしい。
- 「FRAND 条件でライセンスを受ける意思を有する者」との認定は意思表示のみだが、「有する者」も「有しない者」の認定も個別事案に即して行われるべき。「有する者」と「有しない者」の定義についても例示をするなどバランスを取ってほしい。
- 「一定の交渉期間を経てもライセンス条件の合意に至らなかった場合に、裁判所又は仲裁手続きにおいてライセンス条件を決定する意思を示している場合は、FRAND 条件でライセンスを受ける意思を有する者とみられる」とあるが、すべてのケースにおいて、最終手段として裁判所等で決定する意思を示すのは当然であるため、「一定の交渉期間」が明確でない改正案では、ライセンスを受ける者は皆、当該「意思」を有することになる。
- SEP あるいは、その利用特許を用いて差止請求をしてきた相手に対するカウンター訴訟を起こす場合は差止請求制限を解除するべき。
- 一件の知財高裁判決に依拠しているようだが、その射程を超えた内容や判決に記載されていない事項がガイドラインに記載されている。
- 欧米でも議論が進められている中、我が国指針も整合性を取ってほしい。
- 知的財産推進計画 2015 の工程表 No. 36 で担当府省となっている総務省や経済産業省と連携を進める他、関係する産業界とも意見交換をして改正作業を進めていただきたい。

以上